

訪問支援員研修

研修項目 7：訪問支援の実際

—— 子育て世帯訪問支援事業 ——

目次

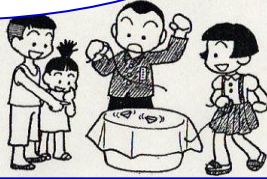
- 01 なぜ「訪問支援」が必要なのか…3
- 02 訪問支援時のルール…13
- 03 家事・育児支援の技術…19
- 04 事例を用いて訪問支援を考える…33
- 05 訪問支援員の心得…51
- 06 訪問支援状況の記録や報告方法…60
- 07 おわりに…67

子育て環境の変化

昔は...

親になる前に、子育て
を学ぶ機会があった

大勢の年の違う子と接したり、
幼い子の世話をした経験



地域の人々との
つながり



祖父母など
家族の協力

子育てを支える仕組みや
環境があった

都市化、少子化、核家族化、
地域のつながりの減少

今は...

育児能力につながる体験の減少

親になるまで、
幼い子の世話
をしたことが
ない

他人との
交流が
少ない



子育てについて
相談できる人が
そばにいない

子育てを
助けてくれ
る人がそば
にいない

仕事との
両立が
難しい

子育ての負担が親、とりわけ
母親のみに...

子育て中の不安とイライラ（生後1～2カ月）

病気ではないかと心配

なぜ、泣いているかわからない

何をしても泣く

抱っこしないと泣く



今の方法が正しいかわからない

抱っこしていると家事が進まない

近くに相談できる人がいない

夫の協力が足りない

子育て中の不安とイライラ（1歳半～3歳）

言葉が遅い

動きが多く
目が離せない

「イヤ」しか
言わない

叱っても
繰り返す

歩けるのに
抱っこを
せがむ

食が細い
偏食がある

こだわりがある

食べ物をこぼす。
散らかす。
(片付かない)



母親の不満が子育てに影響…

- ✓ 本当は仕事を続けたかった。
- ✓ 「自分の時間」がなくなった。
- ✓ 趣味や楽しみに遣えるお金が減った。
- ✓ 本音を話せる人がいない。
- ✓ 出産によって生活や体調が激変した。

- ✓ あなたとこどもは別の人間。
こどもはあなたの思いどおりにはなりません。
- ✓ あなたに必要なケアは、あなたにしかできない
時があります。それがこどものためにもなります。
- ✓ **助けを求めていいことを知ってください。**
子育ては一人ではできないものです。

- ✓ こどもが安心・安全と感じられるようにする。
- ✓ こどもに応答し、こどもに要求していくこと。
- ✓ こどもへの応答・要求に一貫性をもつ。

困っていても「助けて」を言えない

- ✓ ヤングケアラーの子は「保護者が責められるから言えない」
- ✓ 貧困状態の子は「恥ずかしくて言えない。知られたくない」
- ✓ 虐待を受けている子は「怖くて言えない（保護者を信じたい）」
- ✓ 不登校の子は「人と会いたくない」・・・

こどもも保護者も、実は“信頼できる人”を求めている

相談窓口に来所しない（できない）人へのアウトリーチが必要

子育て世帯訪問支援事業の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

子育て世帯訪問支援事業の支援内容

- ① 家事支援
(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)
- ② 育児・養育支援
(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、
外出時の補助 等)
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、保護者に寄り添う相談
や助言 * 保健師等の専門職相談を除く
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像。

児童の権利を守るため、児童の最善の利益を優先して考慮し、保護者に寄り添う支援が必要。

そもそも「マナー」とは？

- ✓ 不快感を与えない「最低限のルール」
- ✓ 介護現場でケアの技術が高くても、
支援対象者から評価されないことがある
- ✓ 「目配り・気配り・心配り」が重要

人は「見た目」が〇割？

- ✓ 言語情報 < 聴覚情報 < 視覚情報
- ✓ どんなによい言葉をかけても「見た目」でマイナスイメージを与えてしまっては台無し
- ✓ この場合の「見た目」とは、
清潔感・身だしなみ・立ち振る舞いを指す

- ✓ 訪問予定を事前に調整し、
必ずアポイントメントをとる
(突然の訪問を喜ぶ人は殆どいない)
- ✓ 訪問時間は厳守
(遅刻はもちろん、早過ぎる訪問もNG)
- ✓ 遅刻しそうなときは必ず連絡を

✓ 丁寧な挨拶（親しき仲にも礼儀あり）

✓ 相手の話をしっかり聞く（受容・共感）

✓ 適切な服装と身だしなみ

例：派手過ぎず落ち着いた色合いの服装、動きやすい服装、
長い髪は束ねる、靴下をはく、露出の多い服装は避ける、
強い香りのする衣類や香水は避ける など

✓ その家庭の状況や背景を事前に把握
（世帯構成、親子の健康状態など）

✓ プライバシーの保護を約束する

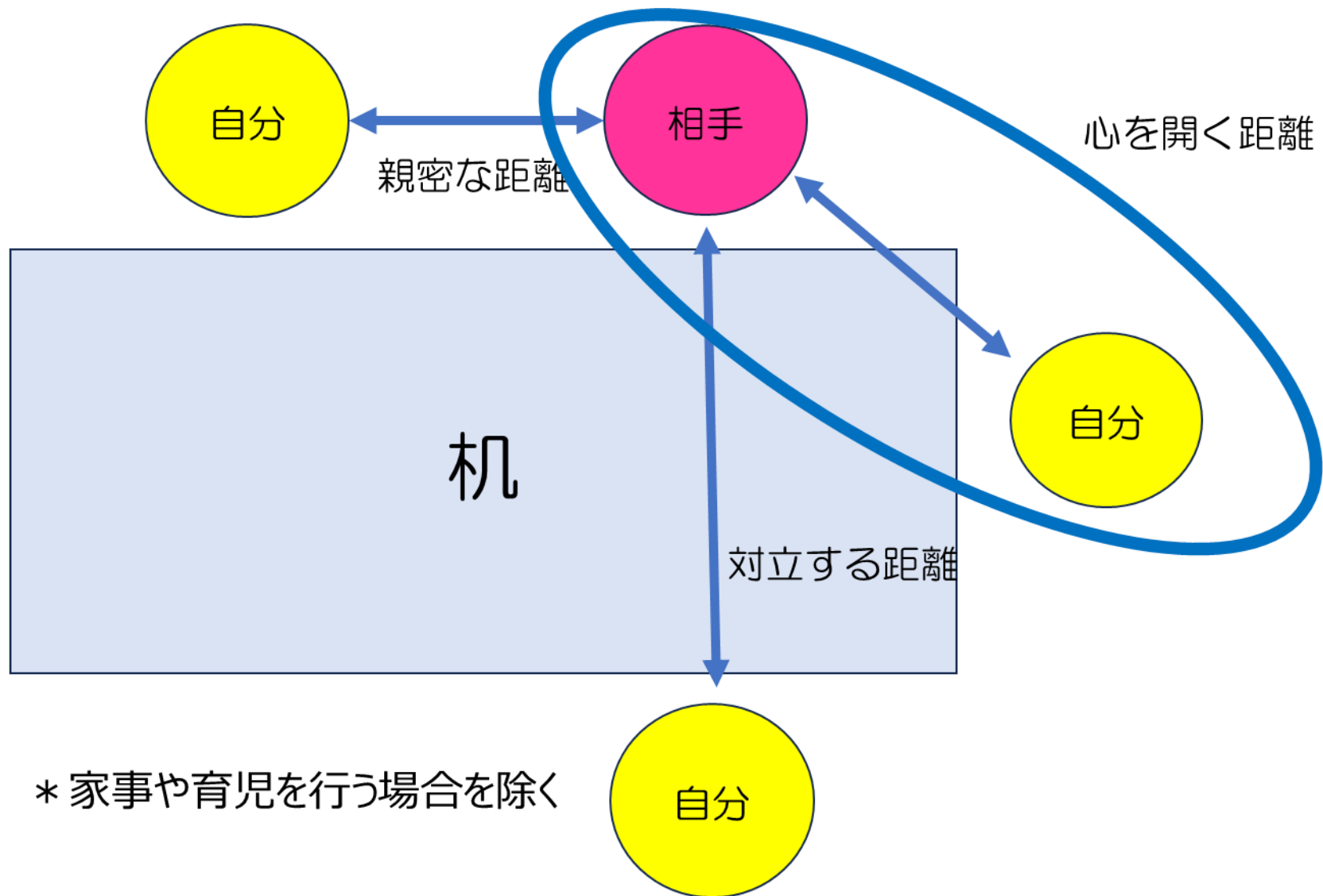
受容

- ✓ 訪問支援員から見ると理解しがたい言動でも、
否定や批判をせずに受け入れること
- ✓ 「相手の言うことを鵜呑みにする」ことではない
- ✓ “その人”が積み上げてきた人生の物語を尊重

共感（≠ 同情）

- ✓ “その人”の抱いている感情を、
“その人”の立場になって理解しようとする

面談時の座る位置



訪問前の準備

- ✓ 住所の確認（地図や地図アプリを活用）
- ✓ 駐車スペースの確認
- ✓ 訪問先の世帯のサポートプラン等の確認
- ✓ こどもの発達の特徴、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を把握
- ✓ 訪問時の持ち物に過不足はないか
（身分証、携帯電話、パンフレット、ノート、ポケットティッシュ、小銭など）

訪問時に行うこと（玄関先）

- ✓ 予定の時間よりも5～10分程度前には到着
- ✓ 呼び鈴を押す前に身だしなみを再チェック
- ✓ 上着（コート）を脱ぐ
- ✓ 玄関カメラがある場合は一旦マスクを外す
- ✓ 玄関が空いたらきちんと挨拶する

訪問時に行うこと（入室後）

- ✓ 保護者やこどもの許可を得て、手指を洗わせてもらう
（手拭、ハンカチは必ず持参すること）
- ✓ その日の支援内容を保護者とこどもに確認する
（本事業の**支援計画に基づいた支援**であること）
- ✓ 訪問支援員には「**できること・できないこと**」があることを必要に応じて説明・確認すること

「家事支援」の内容

日常的な家事の例

- ✓ 食事の準備（一般的な家庭料理・片付け等）
- ✓ 洗濯（洗濯機使用、洗濯物干し、とり込み、たたみ、アイロンがけ）
- ✓ 掃除（掃除機がけ、雑巾がけ等）
- ✓ 買い物の代行やサポート 等

特例的な内容例

- ✓ 大掃除（所謂『ゴミ屋敷』状態からの脱却を含む）
- ✓ 網戸・エアコン・照明器具等の掃除、草むしり 等

「家事支援」の実際（食事・買い物）

- ✓ 食材の調達方法を事前に確認しておく
（アレルギーの有無や行きつけのお店など）
- ✓ 買い物する際の予算、買うものを事前に確認しておく
- ✓ こどもの好みの味付け、好き嫌いを把握しておく
- ✓ **こどもが楽しい雰囲気です食事ができる**ように配慮する
- ✓ 保護者がつくる食事の内容、こどもの食事時の様子について必要があれば助言する

「家事支援」の実際（洗濯・掃除）

- ✓ 洗濯で使用する洗剤や柔軟剤、
干し方などを事前に確認しておく
- ✓ 掃除を行う時に使用する道具を確認しておく
- ✓ 掃除してもいい場所とダメな場所を把握しておく
- ✓ その家庭の“マイルール”を事前に把握し、
行き違いやトラブルの発生を防ぐ

「育児・養育支援」の内容

✓ 育児のサポート

(授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴 など)

✓ 保育所等の送迎

(保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎 など)

✓ 児童の見守り、宿題の見守り、遊び相手

✓ 外出時の補助

(通院、行政サービスの手続きの際の同行・児童の見守り など)

「育児・養育支援」の実際（育児）

- ✓ こどもの体調を確認する
（体温・顔色・食欲・元気の有無 等）
- ✓ 事故防止のための危険因子をチェックする
（やけど・溺れ・転落・転倒・誤嚥・窒息・怪我 等）
- ✓ 事故や急病時といった緊急時の対応を確認する
- ✓ こどもが「してはいけないこと」をした場合、
「なぜそれがいけないのか」を理解できるように
愛情をもって叱る（そして保護者と共有する）

「育児・養育支援」の実際（遊び相手等）

- ✓ 保護者に家庭での遊びの方針を確認しておく
- ✓ 年齢やこどもの発達に合わせて遊ぶ
- ✓ 遊びの主役（主導権）はこどもにある
- ✓ テレビやビデオも「お話しながら」観る
- ✓ 外遊びをするときは保護者やこどもに事前許可をとる
- ✓ こどもの「帰らないで」「もっと遊んで」は何らかのサイン
（訪問支援員との関係性なのか、家庭内の問題が背景にあるのか）
- ✓ 遊び相手になることで「心のつながり」を強くする

- ✓ 疾病や障害による問題行動
- ✓ 保護者の育児や環境からくる問題行動

こどもの問題行動には必ず原因がある

訪問支援員だけではなく、

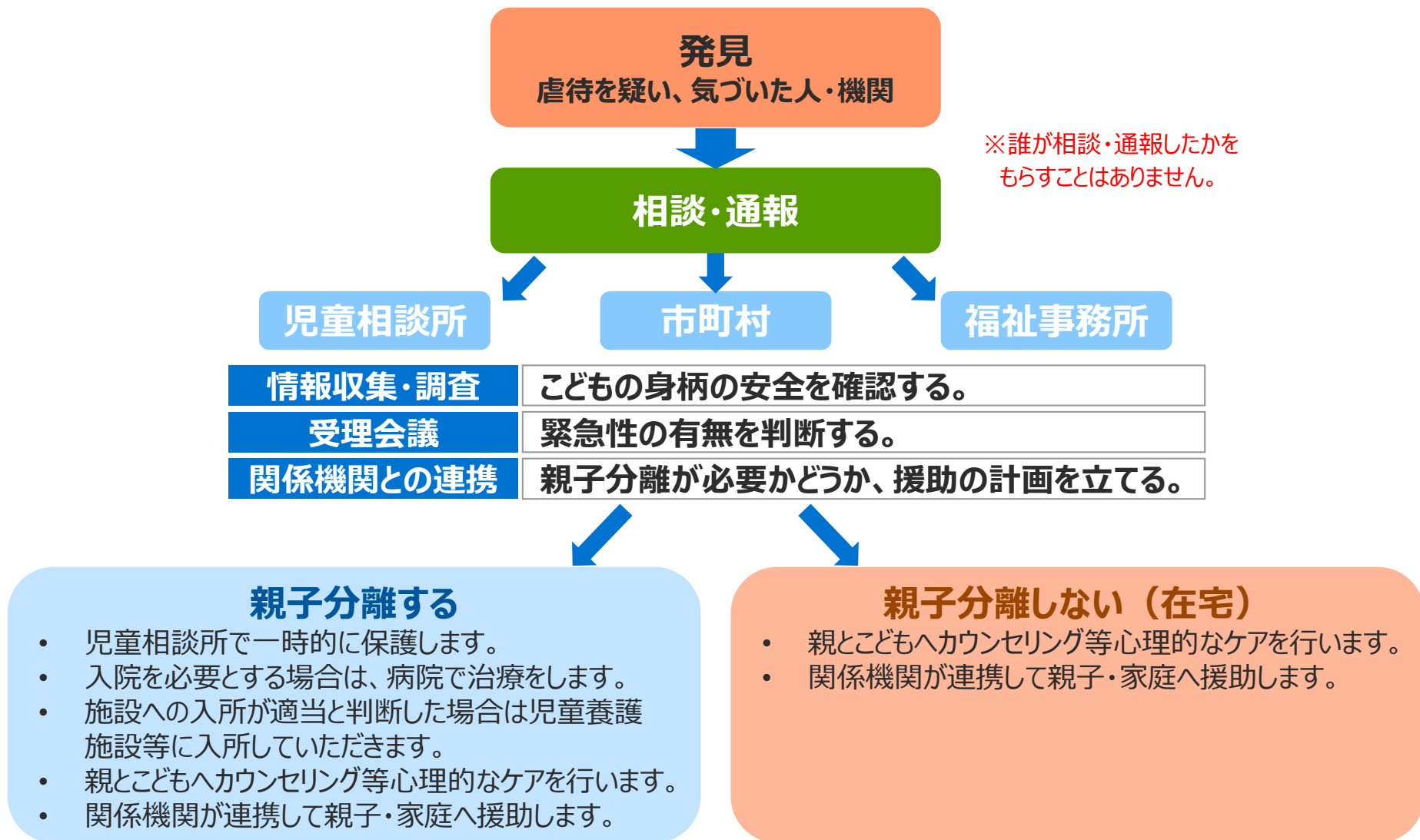
支援チームによるアセスメントと

情報共有が必要

児童虐待を発見した場合①

- ✓ 児童虐待には、以下の種類がある
身体的虐待・精神的虐待・性的虐待・育児放棄
(ネグレクト)
- ✓ 児童虐待を発見した人や機関には、
市町村等に**通報（通告）する義務**がある
- ✓ 通報（通告）の対象には、
児童虐待の疑いがある場合も含まれる

児童虐待を発見した場合②



平成25年（2013年）6月に制定。
行政機関や事業者に対して、障害のある人への
障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止
するとともに、障害のある人から申出があった場合
に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ
合理的配慮をするものとしている。

「合理的配慮」とは？

例：飲食店が、身体障害のある人が食べやすいように食器を変えてくれた。

本人の意思を尊重しながら、インターネットでの買い物を手伝った。

段差がある場合に補助したり、高いところにある商品を取って渡したりした。

「合理的配慮」は特別扱いすることではなく、
同じスタートラインに立つというイメージ

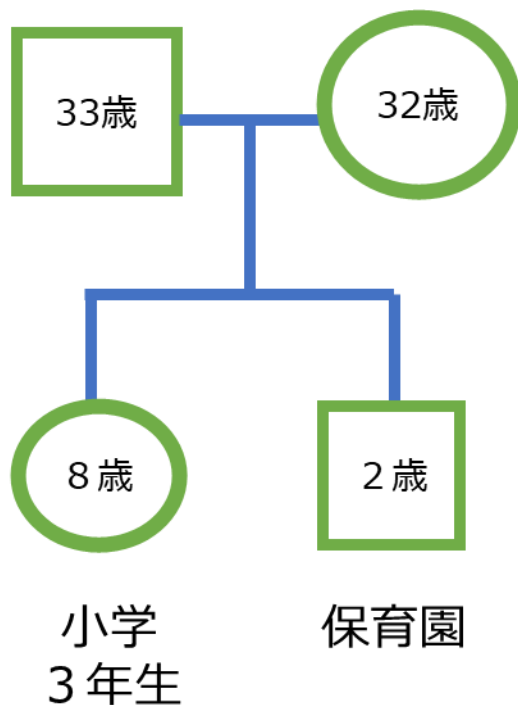
実際に「訪問支援」に入る上で大切なこと

- ✓ 訪問支援員がすべての責任を抱える必要はない
- ✓ 「訪問支援員の役割」を超えることのないようにする
(**多職種連携**による役割分担)
- ✓ 事業者等への報告を欠かさない
(些細なことでも支援に関して重要な情報であるときがある)
- ✓ 迷ったときや困った時には必ず事業者等に相談する

「事例を用いて訪問支援を考える」に入る前に・・・

- ✓ 事例の世帯が**抱えている課題**について、
できるだけ具体的にあげてみましょう
- ✓ 事例の世帯の**支援のポイント**について考えてみましょう
(具体的にどういった支援が適切か)
- ✓ 4～5名程度で集まって話し合みましょう
- ✓ オンライン等の環境によりグループによる話し合いが
難しい場合は個人で考えてみましょう

事例① 家事が疎かになりがちで、 家の中が片付かない世帯への支援



父は長距離トラックの運転手で、たまにしか自宅に帰らない。

母はホームセンターで週3日程度のパートタイムで働いている。

母は仕事と育児に疲れていて、家事が疎かになりがちである。食生活は冷凍食品が中心。

同世帯が住むアパートは2DK。

母が通信販売で買ったものであふれている。夫婦の部屋には収まらず、こどもたちの部屋にまで封を切っていない箱がいっぱい積み上げられている。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

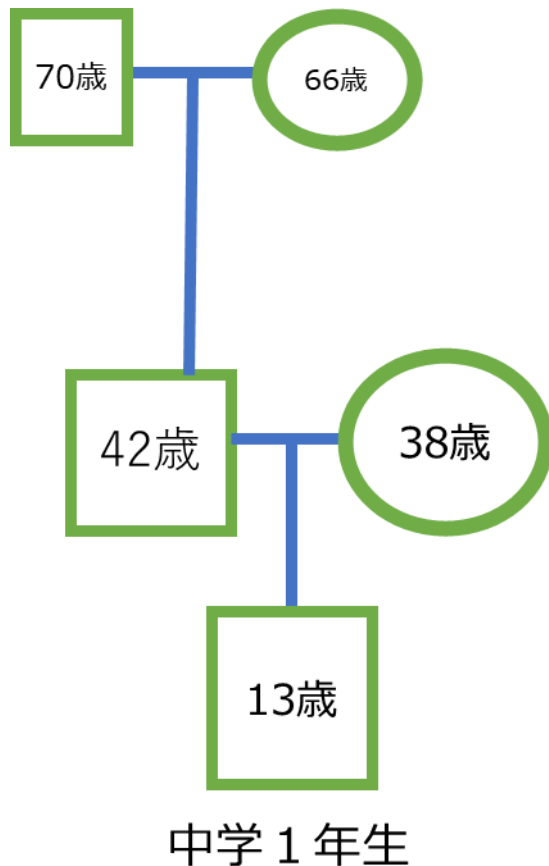
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 母に育児や家事の負担が集中し、心身とも疲弊している
- ✓ 母が買い物依存症となっている恐れがある

【支援のポイント（例）】

- ✓ 母の家事のやり方について批判しない（助言する）
- ✓ 片付ける際には母と相談して、
まずは「こども部屋」から片づけを始める（こどもの不満を軽減）
- ✓ 母の言動に心配な様子が見受けられた場合は報告する

事例② 不登校の児童がいる世帯への支援



父は大手自動車メーカーの管理職。
母は専業主婦。

一人息子の長男は、小学生時代は成績優秀であつた。

中学進学直後、勉強でつまづくことがあり、それを気に登校渋りが始まり、夏休み後は完全に不登校になってしまった。

担任教諭の訪問も拒否。自室に閉じこもり誰とも会おうとしない。両親と食卓を囲むこともなくなった。

父は名家の出身で有名大学を卒業したエリート気質であり、長男に大きな期待をかけている。
母はむしろ「自分の好きなことをやればいい」という考えで、夫婦間で教育方針は一致していない。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

【この世帯が抱えている課題】

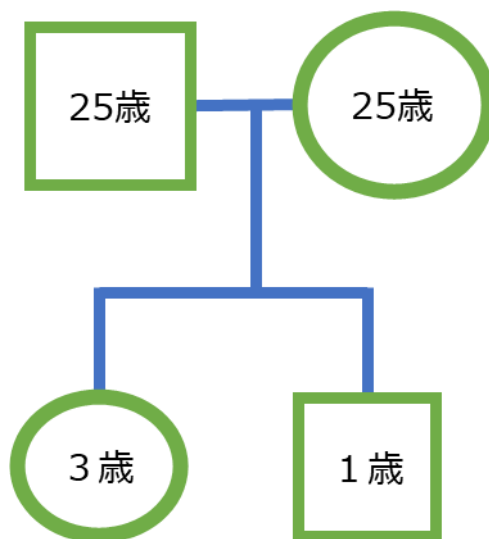
- ✓ 長男の自己肯定感が低下している恐れがある
- ✓ 両親の教育方針の不一致により、長男に影響が出ている

【支援のポイント（例）】

- ✓ 情報収集の際、長男の“強み”を見つける
- ✓ 長男との信頼関係を築きつつ、
自己肯定感が高まるような働きかけを試みる
- ✓ 当該世帯のケース会議に情報提供する必要性を報告する

事例③ 精神疾患を抱えながら、育児に悩んでいる母の支援

両親は中学時代からの同級生。
父は工業高校を卒業後、建築関係の会社で働いている。母は「こどもが小さいので」と専業主婦。



2児とも保育園等
には通っていない

長女は出産から今日まで特に手がかからなかったが、
長男の育児について母は悩んでいる。
母は不眠や食欲不振が続き、うつ病と診断されている。
精神科クリニックに定期的に通院しており、その際には
こどもたちを連れて行っている。
母は体調によって家事が疎かになったり、こどもたちに
きつくあたる。

両親とも実家との関係がよくなく、支援を求めることが
できない。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

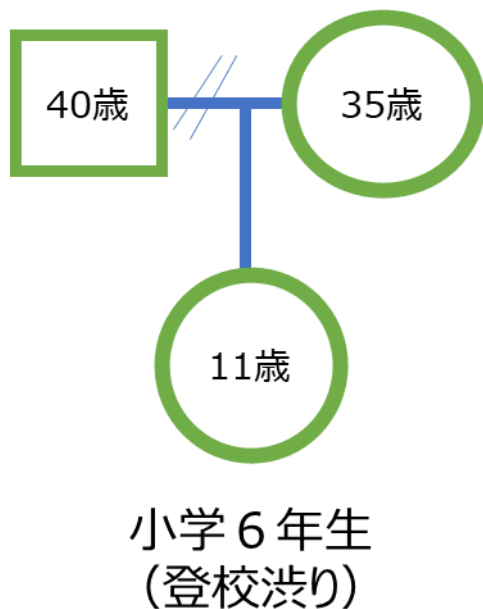
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 母の精神疾患の状態によって、育児や家事が疎かになる
- ✓ こどもたちに対する虐待のリスクがある

【支援のポイント（例）】

- ✓ 母ができる家事・できない家事を丁寧に聞き、
「できない家事」について本事業の家事支援を行う
- ✓ 母が安心して精神科クリニックに受診できるように配慮する
- ✓ 本事業以外の支援の必要性を感じた場合は報告する

事例④ 虐待から避難してきた母子世帯への支援



母は夫からの暴力から逃れ、長女を連れて避難。
現在は二人でアパートで暮している。
弁護士等の支援によって、離婚は成立している。

母は「（元夫が）付きまとうかもしれない」と恐怖心を抱いているため、働きに行くことができない。
貯金を崩しながら生活費に充てているが、「貯金が底をついたらどうしたらいいのか・・・」と不安が募っている。

長女は転校先の小学校に元気に通えていたが、母のことが心配で登校を渋るようになっている。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

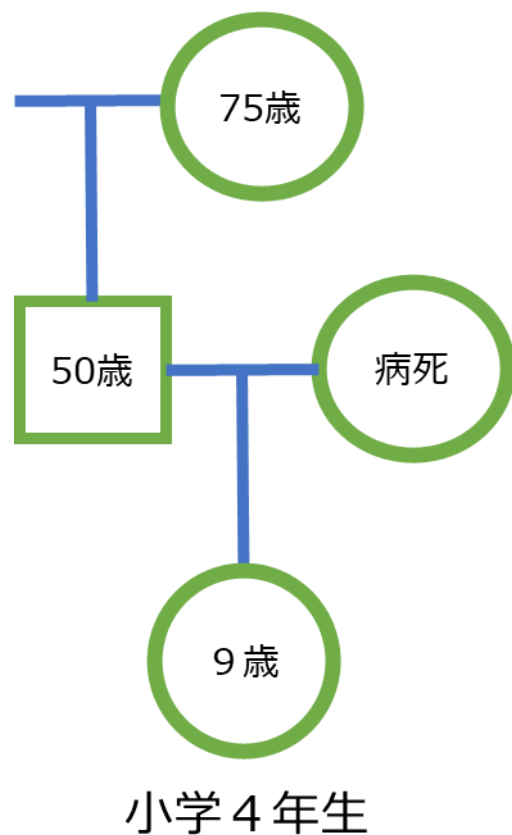
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 母が元夫によるDVから立ち直れていない
- ✓ 経済的に困窮してしまうリスクが生じている
- ✓ 長女が登校渋りから不登校になってしまう恐れがある

【支援のポイント（例）】

- ✓ 母の不安を丁寧に傾聴した上で、
本事業以外の支援の必要性について報告する
- ✓ 不登校の長女の気持ちに寄り添うような話し相手になる

事例⑤ 仕事と育児の両立を図るが、 うまくいかない父子世帯への支援



母は長女が5歳の時に病死。
それ以来、祖母と父との3人暮らしである。

最近まで祖母が家事を担ってきたが、加齢によりそれがままならなくなってきた。
長女は「家の手伝いをする」と言うが、十分にできる訳ではない。
父は仕事と家事を両立しようとするが、残業で帰宅が遅くなることもあり、洗い物や洗濯物が溜まってしまうことがよくある。

父は「長女が成長することで、男親だけではどうにもならないことが起こるのでは・・・」と心配している。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

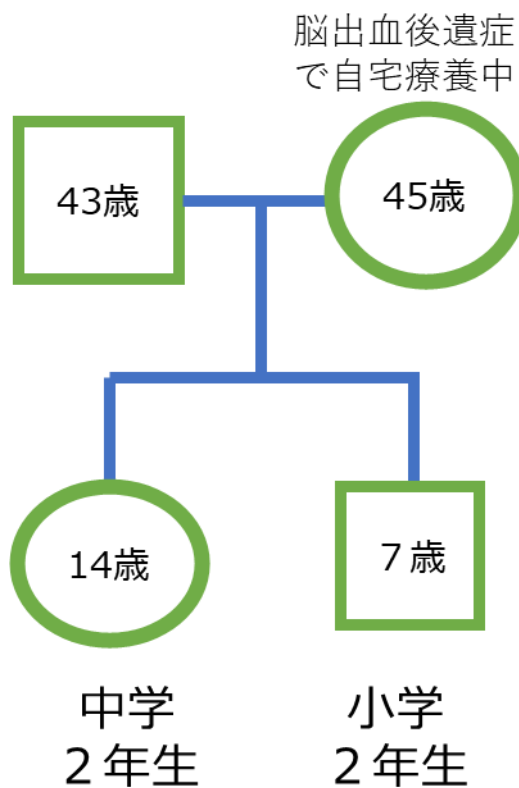
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 家事を担う人がいないので、家の中が片付かない
- ✓ 祖母が要介護状態になる可能性が否定できない
- ✓ 長女の成長に合わせたサポートが十分ではない

【支援のポイント（例）】

- ✓ 家事をやったことがない父に対して、家事支援と並行して効率的な家事のやり方を助言する
- ✓ 高齢分野の専門職との連携が必要であることを報告する
- ✓ 長女に対する他の支援の必要性について進言する

事例⑥ 障害のある母の介護と家事を担う ヤングケアラーのこどもがいる世帯の支援



母は3か月前に脳出血で倒れ、右半身に麻痺がのこっている。

共働きであったが、今は父（会社員）の収入のみで生計を維持している。

長女は母の入浴介護の他、買い物・掃除・洗濯の家事一切を担っている。

本当は部活をしたいが我慢している。

母は発症から3か月しか経過していないので、障害者手帳や障害年金は申請できない。

また、母は「他所の人を家に入れたくない」とサービス利用に消極的である。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

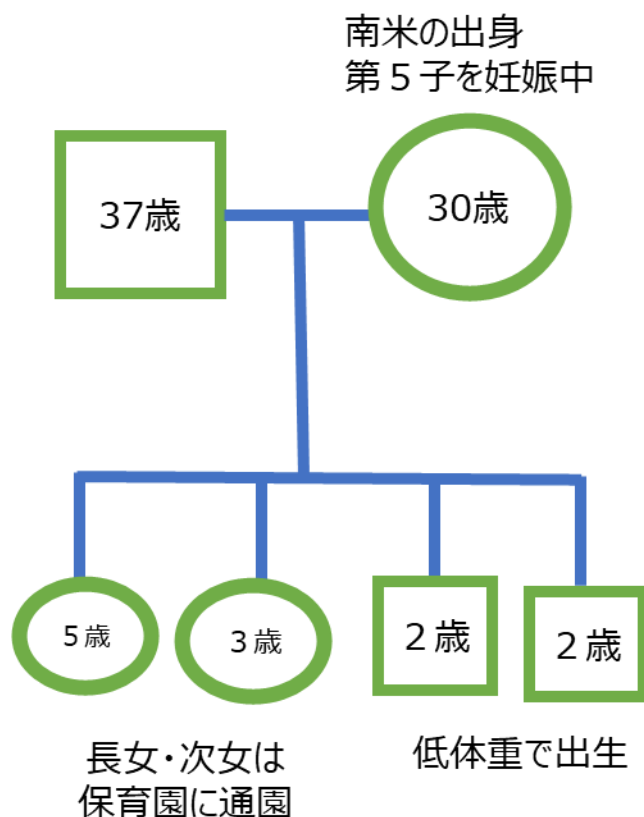
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 長女がヤングケアラー状態となっており、
学校生活等に支障がでてきている（今後は進路のことが心配）
- ✓ 現時点では公的サービスの利用が困難（母の拒否含む）

【支援のポイント（例）】

- ✓ 長女がヤングケアラーの状態であることを母に批判せずに説明し、
その状態の改善を含めて訪問支援を行うことをご理解いただく
- ✓ 長女が特に負担を感じている家事が何なのかを聞き取り、
その家事を中心に支援を行い、長女の負担を減らす
- ✓ 他分野（障害福祉等）の支援の必要性について報告する

事例⑦ 多胎児がいる母（外国出身）への支援



母は20歳の頃、南米から仕事を求めて来日した。職場で現在の夫と出会い、結婚。

4児に恵まれ、第5子を妊娠中。

母はこどもたちに愛情をもって接しているが、手が行き届かないためか、こどもたちの身なりが気になる。

双子の長男・次男は低体重で生まれている。家の中は散らかっている。

長女と次女は保育園に通っているが、長男と次男は母が自宅で育児している。

母は日本語の日常会話は十分理解できるが、行政の難しい手続きはわからない。

地域から孤立しており、近所付き合いはない。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

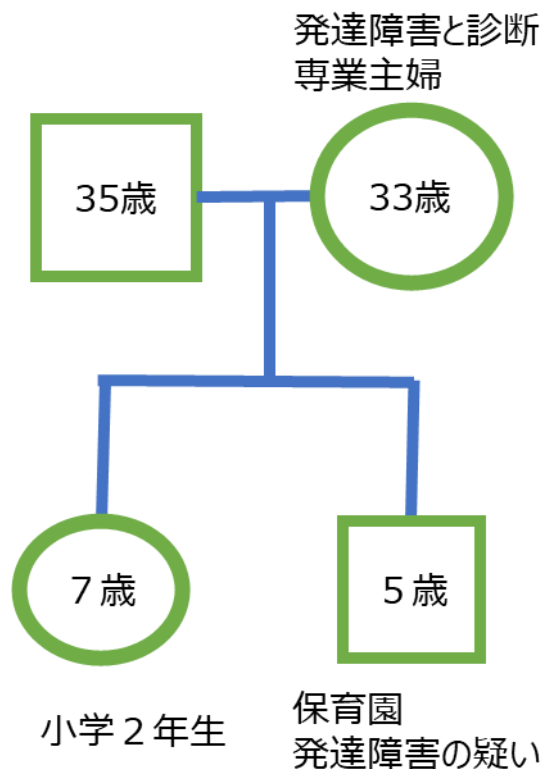
【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 多胎児の育児は負担が大きい
(保護者の疲弊、経済的負担等)
- ✓ 育児や家事に追われて地域との接点がない
- ✓ 育児支援等の情報が乏しい
(外国籍の保護者でなくてもこの傾向はある)

【支援のポイント（例）】

- ✓ 多胎児育児の苦労を傾聴して共感しつつ、
こどもの成長の喜びや将来の夢等の明るい話題の会話も行う
- ✓ 母が負担に感じている家事を聞き取って家事支援を行う
- ✓ 母やこどもの「地域での居場所」に関する情報提供を行う
(こども食堂 等)

事例⑧ 発達障害がある母と子がいる世帯への支援



母はこどもの頃に「自閉症スペクトラム」と診断されている。父は会社員。

長女は元気に小学校に通っている。長男は小児科医から「発達障害の疑いがある」と言われている。

母は育児書などに書かれているとおりに長男に接しようとしているが、思い通りにならないと長男に暴言を吐く。こだわりが強く、保健師からの助言を素直に聴けずに混乱することもある。思い通りにいかないと他者に無理難題をおしつけることがしばしばある。

長女は弟（長男）のお世話をしようとしているが、うまくコミュニケーションがとれずに困っている。友だちを家に呼びたいが「（障害の疑いがある）弟がいるから・・・」と我慢しているようである。

この世帯の支援に必要なこと、注意すべきことは？

【この世帯が抱えている課題】

- ✓ 母の発達障害による育児のしづらさや
母と他者とのコミュニケーションの難しさがある
- ✓ 長男にも発達障害が疑われていることで不安が増大している
- ✓ 長女は世帯の状況を気遣っているいろんなことを遠慮している

【支援のポイント（例）】

- ✓ 長女が特に不安を感じている家事が何かを聞き取り、
その家事を中心に支援を行い、長女の負担を減らす。
- ✓ 無茶な要求をされた場合には即答せずに事業者等に報告する。
(危険な行為・法律に触れる恐れがある行為等は毅然として拒否する→報告)
- ✓ 母や長男に対する他分野（障害福祉等）の支援の必要性
を報告する

- ✓ 穏やかな雰囲気をつくる
- ✓ 基本は「**聞き上手**」であること
- ✓ 相手のテンポに会話を合わせる
- ✓ 質問や促しの言葉、言葉にならない声
- ✓ 共感する、同調する、労をねぎらう

訪問支援員の心得②

✓ 相手が話した言葉を繰り返す

✓ 相槌の種類を使い分ける

例：相手のテンポに合わせてうなづく→話しやすくする相槌
深くうなづく→真剣に聴いていることを相手に伝える相槌

✓ こどもや保護者等ができていることを認める

✓ 保護者等の理解度や家庭の状況を把握する

✓ こどもや保護者等の**気持ちに寄り添い**助言する
(伴走型支援)

- ✓ **こどもの成長を共に喜ぶ**
- ✓ 訪問支援員がその世帯にできること、
できないことを明確に伝えておく
- ✓ こどもや保護者等の価値観を否定しない
- ✓ 訪問支援員自身の価値観をおしつけない
- ✓ 一方的な指導にならないように気をつける

面談時に気を付けたいこと

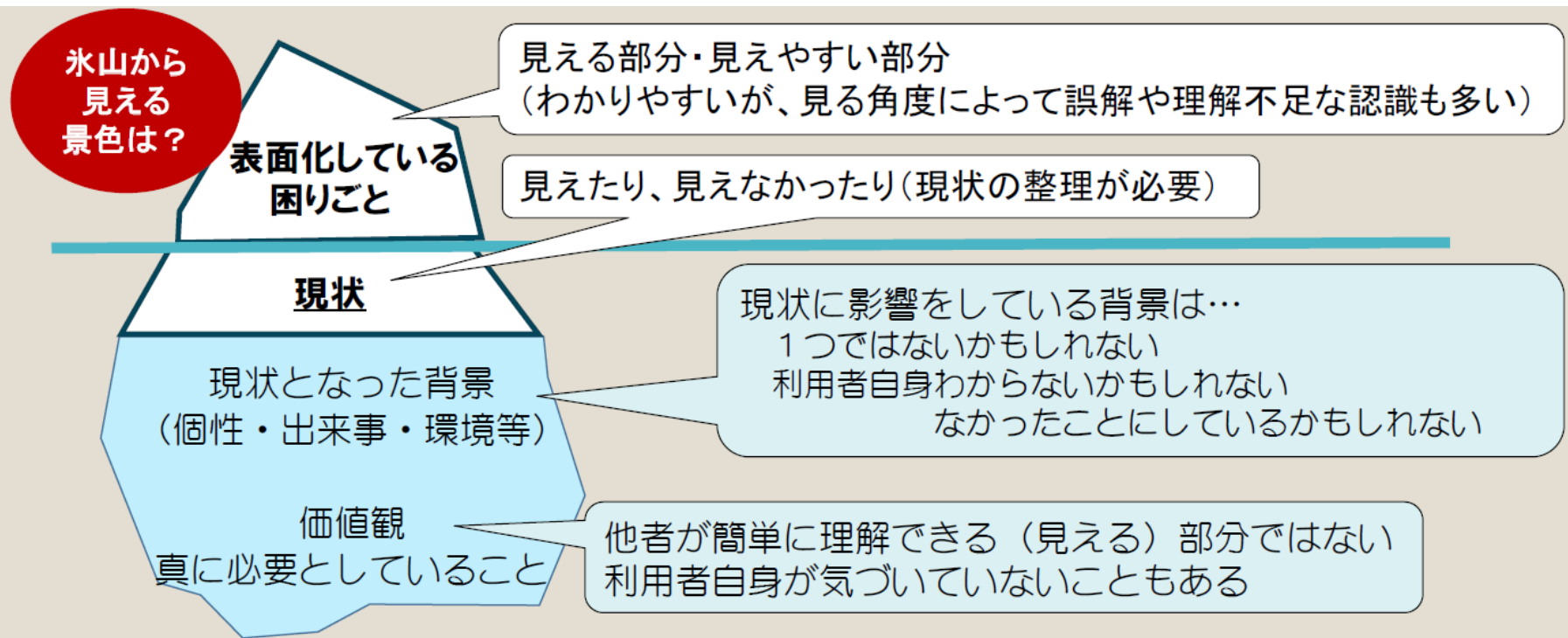
- ✓ 訪問支援員が一方的に話すのはNG
(傾聴を心がけること)
- ✓ 背中を向けたまま話すことはNG
- ✓ “腕組み”をしながら話すのは、
「私の心に入ってこないで」のサイン

面接時に有効な対人援助技術

- ✓ 枠組みを変えて、別の感じ方を持たせる
(⊖イメージ → ⊕イメージに変える)
- ✓ 対象者の立場に立ち、共感する姿勢で
- ✓ 対象者の意見を“手短かにまとめて復唱”

- ✓ 視野を広げ、よく観察する
- ✓ 自分の“先入観・思い込み”を疑う
- ✓ あらゆることに興味をもつ
- ✓ 「なぜ？」を繰り返して思考する

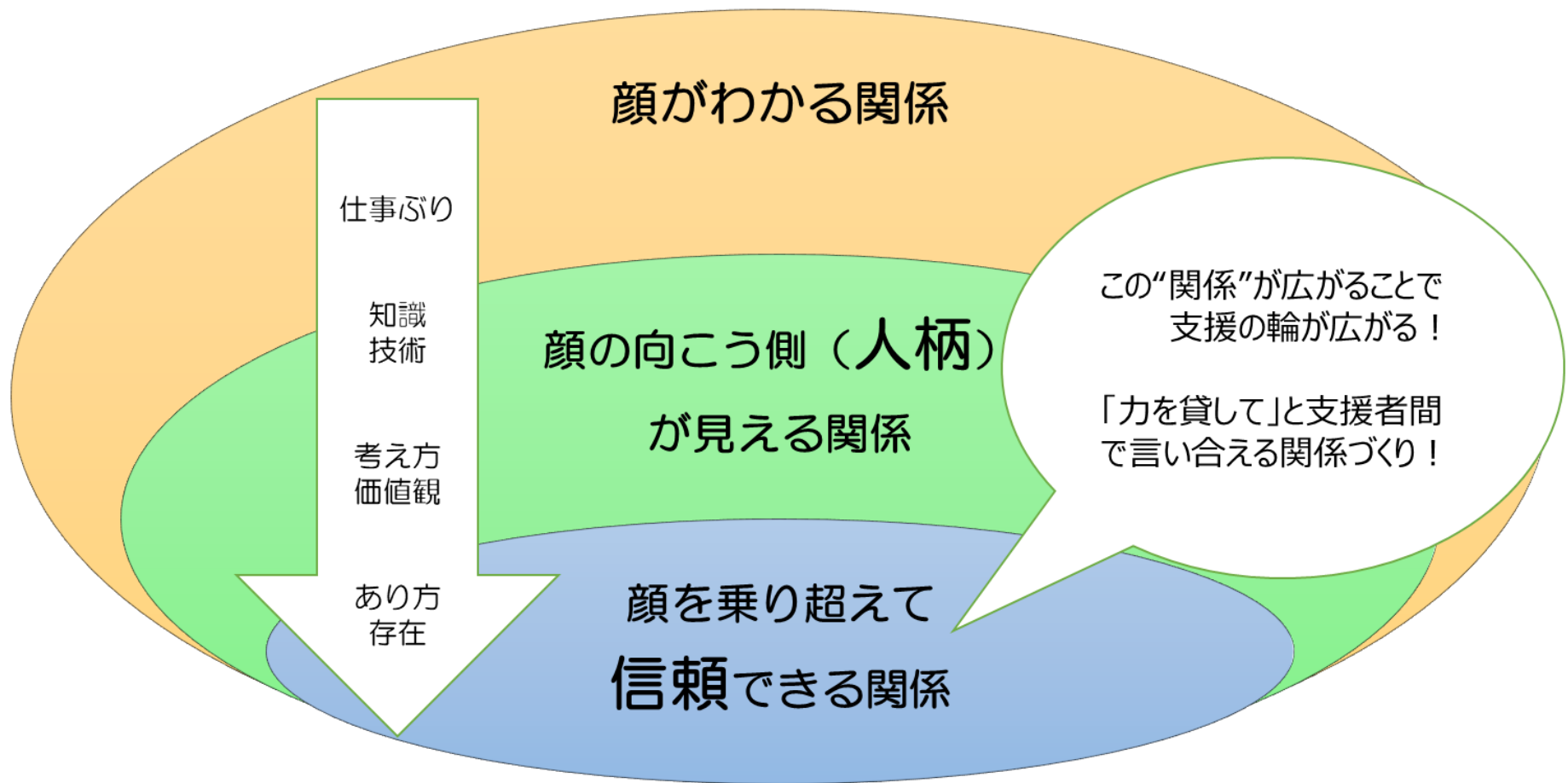
「冰山モデル」による対象者理解



訪問支援員が困った時や緊急時に「助けて！」が言える場所・人は？

- ✓ 怪我や病気等の緊急事態には「まず119番」
- ✓ 訪問支援員が所属している事業者等（管理者・上司）
- ✓ 行政（本事業の主管課、関係課、児童相談所）
- ✓ 教育委員会（指導主事など）
- ✓ こども家庭ソーシャルワーカー
- ✓ 社会福祉協議会等のコミュニティソーシャルワーカー
- ✓ 民生委員・児童委員、主任児童委員 など

他の支援者との連携を考える



出典：野中猛・野中ケアマネジメント研究会「多職種連携の技術」（中央法規）p.225を参考に作成

いろいろな「記録」

	主な記録の種類
医療・看護	診療録（カルテ）・看護記録・リハビリテーション記録・保健師記録・検査結果記録・救急搬送に関する記録 等
福祉・介護	訪問介護等の記録・ケアプランに関する記録・サービス等利用計画（障害者総合支援法）に関する記録・生活保護に関するケース記録・生活困窮者支援に関するケース記録・日常生活自立支援事業に関する記録 等
その他	生徒指導に関する記録・捜査記録・裁判記録・各種会議の議事録・業務日誌・スコアブック・備忘録・日記 等

なぜ「記録」が重要なのか

- ✓ **個別支援計画**との連動性を確認するため
- ✓ **委託料や補助金**を受領する根拠となる
- ✓ 他のスタッフとの**情報共有**のツールとなる
- ✓ **支援経過**を振り返る、**訪問支援員教育**の教材になる
- ✓ 障害年金等の申請時の補足的な資料になる可能性
- ✓ 訴訟時の**証拠資料**になる

【参考】看護記録（SOAP）

S（Subject）：主観的データ

患者が発した言葉・訴え、自覚症状、家族の思い

O（Object）：客観的データ

観察や検査・測定などにより得られた情報

A（Assessment）：アセスメント

SとOで得た情報を基に、患者がいまどういう状態なのか
今後どういう問題が生じる可能性があるのか

P（Plan）：計画

Aで考えられた患者の状態を改善するための看護

訪問記録の一例

○年○月○日（○）

訪問支援員：☆☆☆☆

ご自宅を訪問。

母の□□さんは疲れた様子で「家の中が片付かないので、手伝ってもらいたいです」とご依頼あり。…**a**

とりあえず長男◎◎くんの寝室にあふれていた通販の箱や、食卓のまわりを掃除した。…**b**

□□さんは「最近うつ状態で家事ができません。助かりました」と感謝された。

訪問支援員の支援だけではなく、障害福祉サービスの利用を希望されたので、「△△相談支援センターと相談して返事をします」と回答した。…**c**

a訪問先での出来事→**b**対応した内容→**c**結果

- ✓ 5 W 1 H（いつ・誰が・どこで・何を・なぜ・そうしたのか）
- ✓ 脚色や訪問支援員個人の感想は不要
（主観や考察は別に記載）
- ✓ 本人の表情や自宅の様子なども記録できるとよい
- ✓ 専門用語を必要以上に使わない
- ✓ 登場人物は続柄・実名で書く（一部例外あり）

記録についての心構え②

- ✓ 対象者を主語にして、その言動を書く
- ✓ その人が発した印象的な言葉は、
できるだけ「**」にしてそのまま記録**する
- ✓ **数値化**（時間、お金、体重、体温など）
できるものは正確に記録しておく
- ✓ 対象者が**閲覧することを想定**して書く
- ✓ そもそも人間は「忘れてしまう」生き物である

- ✓ 定期報告（日報や月報）
- ✓ 主管課等への報告（実績報告）
- ✓ ケース会議、担当者会議の資料
- ✓ 情報開示請求に基づく報告
- ✓ こどもの急病や怪我などの**緊急時**の報告

特に緊急時は…

- ①確認（現場で何が起きているか）
- ②連絡（①について速やかに）
- ③報告（①の詳細を上司等に）

訪問支援員は、
絶対にひとりで抱え込まないこと！

訪問支援員の活動は、
課題解決型支援よりも
伴走型支援がふさわしい